



# きそネット

## 木曾クリーンセンター新ごみ処理施設の建設工事が始まります



現在の木曾クリーンセンター

平成28年2月29日の木曾広域連合議会において工事請負契約の締結が可決され、木曾クリーンセンター新ごみ処理施設建設工事が始まります。

新しいごみ処理施設は現施設の隣接地に建設されます。

皆さんのリサイクルへのご協力でごみが減ってきていることにより、新しい施設は一日の処理量が24t（現施設40t/日の60%）、煙突の高さは40m（現施設59mの約68%）と、現施設よりも小さな施設となります。

### 新施設の概要

工事名称	木曾広域連合 ごみ焼却（熱回収）施設整備工事
新施設建設場所	木曾町福島7709（木曾町温水プールの敷地）
設計施工事業者	エスエヌ環境テクノロジー株式会社 住所：大阪市此花区西九条5丁目3番28号
契約金額	2,989,440,000円（消費税込・プール解体工事は別途契約）
工事期間	平成28年2月29日～平成30年3月30日
規模・炉形式	24t/日（12t/日×2炉）機械化バッチ式 ストーカ炉

施設の建設は、公募型プロポーザル方式により、3社の施設建設案から木曾にふさわしいと考えられる提案が採用されました。

### 今後の建設日程

木曾町温水プールを平成28年夏頃までに解体し、新ごみ処理施設の建設を開始します。現施設は、平成30年3月末まで使用し、新施設は平成30年4月からの稼働となります。

今後も、工事の進捗を「木曾クリーンセンターだより」などでお知らせします。

工事中は、皆様にご迷惑をおかけする事があるかと思われませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。



完成イメージ（施工業者の技術提案書より）

### 目次

広域連合議会だより.....	2	
木曾広域ケーブルテレビからのお知らせ.....	4	介護保険料は年に2回通知します..... 4

木曾広域連合の最新情報は、ホームページでご確認できます。

<http://www.kisoji.com/kisokoiki/>

# 木曾広域連合議会だより

◎木曾町選出議員の交代により、木曾広域連合議会議員は次の方々となりました。

議席	氏名	所属町村	常任委員会	議席	氏名	所属町村	常任委員会
1番	唐澤 重明	木 祖 村	総 務	11番	古畑 節行	木 祖 村	福 祉 環 境
2番	松井 淳一	木 曾 町	福 祉 環 境	12番	田中 秀夫	王 滝 村	福 祉 環 境
3番	上田とめ子	木 曾 町	福 祉 環 境	13番	古畑 一夫	木 曾 町	経 済 観 光
4番	鈴木 武	大 桑 村	経 済 観 光	14番	中野 隆夫	上 松 町	経 済 観 光
5番	棚本 力	木 曾 町	総 務	15番	岩佐 孝和	大 桑 村	総 務
6番	上垣外 修	木 曾 町	経 済 観 光	16番	田上 康男	木 祖 村	経 済 観 光
7番	中村今朝男	上 松 町	福 祉 環 境	17番	山崎 隆二	南木曾町	総 務
8番	早川 親利	南木曾町	福 祉 環 境	18番	村上 眞章	上 松 町	総 務
9番	中村 博道	木 曾 町	総 務	19番	下出 謙介	王 滝 村	総務・経済観光
10番	木戸 勘一	大 桑 村	福 祉 環 境	20番	高橋 進	南木曾町	経 済 観 光

## 平成28年木曾広域連合議会第1回定例会

開催日：平成28年2月29日(月) 午前10時開会

- ▼議案第1号 木曾広域連合行政不服審査法施行条例の制定について ……可決
- ▼議案第2号 議会の議員の議員報酬並びに特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第3号 木曾広域連合情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第4号 木曾広域連合行政手続条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第5号 木曾広域連合職員の分限に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第6号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第7号 木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第9号 木曾広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第10号 木曾広域連合副管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第11号 木曾広域連合事務局設置条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第12号 木曾広域連合スポーツ振興基金の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第13号 木曾広域連合火災予防条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第14号 木曾広域連合介護保険条例の一部改正について ……可決
- ▼議案第15号 平成27年度木曾広域連合一般会計補正予算(第6号) ……可決
- ▼議案第16号 平成27年度木曾広域連合介護保険特別会計補正予算(第4号) ……可決
- ▼議案第17号 平成28年度木曾広域連合一般会計予算 ……可決
- ▼議案第18号 平成28年度木曾広域連合介護保険特別会計予算 ……可決
- ▼議案第19号 工事請負契約の締結について ……可決
- ▼ほか ・一般質問3件 ・全員協議会2件

# 平成28年度予算の概要

2月議会で可決されました。

## 一般会計

歳入	予算額 (千円)	構成比 (%)	歳出	予算額 (千円)	構成比 (%)	主な事業内容 (千円)
分担金及び負担金	2,976,024	72.5	議会費	16,610	0.4	・CATV施設管理 403,375
使用料及び手数料	615,983	15.0	総務費	661,309	16.2	・上下流交流・森林整備 42,263
国庫支出金	318,389	7.8	民生費	297,519	7.2	・休日及び夜間の一次救急 30,050
県支出金	5,263	0.1	衛生費	2,062,678	50.3	・養護老人ホームの運営 287,862
財産収入	5,354	0.1	農林水産業費	38,491	0.9	・新ごみ処理施設建設 1,114,220
寄附金	200	0.0	土木費	119,814	2.9	・ごみ処理施設の運営 496,826
繰入金	10,050	0.2	消防費	690,705	16.8	・し尿処理施設等の運営 311,263
繰越金	35,100	0.9	教育費	93,654	2.3	・緑聖苑の運営 42,122
諸収入	98,696	2.4	公債費	117,025	2.8	・文化公園の運営 89,348
広域連合債	42,500	1.0	予備費	9,754	0.2	
合計	4,107,559	100.0	合計	4,107,559	100.0	
前年度比較	1,223,857	142.4		1,223,857	142.4	

## 介護保険特別会計

歳入	予算額 (千円)	構成比 (%)	歳出	予算額 (千円)	構成比 (%)	主な事業内容 (千円)
保険料	739,438	17.8	総務費	96,709	2.3	
分担金及び負担金	606,220	14.6	保険給付費	3,884,302	93.5	・介護認定事業費 11,293
使用料及び手数料	60	0.0	地域支援事業費	175,046	4.2	・介護サービス等諸費 3,621,788
国庫支出金	1,066,768	25.7	基金積立金	807	0.0	
支払基金交付金	1,099,560	26.4	諸支出金	608	0.0	・介護予防サービス等諸費 62,447
県支出金	594,902	14.3	公債費	70	0.0	・高額介護サービス諸費 66,672
財産収入	800	0.0	予備費	687	0.0	
繰入金	43,219	1.0				・特定入所者 介護サービス等費 130,236
繰越金	808	0.0				
諸収入	6,454	0.2				・地域支援事業費 175,046
合計	4,158,229	100.0	合計	4,158,229	100.0	
前年度比較	120,663	103.0		120,663	103.0	

# 木曾広域ケーブルテレビからのお知らせ

## ～ ケーブルテレビ各種手続きについて ～

もうすぐ新しい年度がスタートします。お仕事の都合などで転居される方は、ケーブルテレビの脱退等の届出が必要です。

手続きは、認印をお持ちの上、木曾広域情報センター・木曾郡内各町村役場・木曾町各支所窓口にてお願いいたします。

※お届けがない場合は、転居後も料金が発生してしまいますので、ご注意ください。

変更内容	提出書類
◆ 郡外への転居	脱退届 (加入権をお持ちの場合は休止扱いも可能です)
◆ 郡内への転居	住所変更届 (引続きケーブルテレビをご利用いただける場合)
◆ 名義変更	地位承継届 ・ 口座振替依頼書

### 支払方法について ～1年前前払いなら、1ヶ月分の料金が割引になります～

- ◆ TV基本契約のみの方：1年前前払 または 2ヶ月払 (いずれかを選択)
- ◆ オプション契約がある方：1年前前払 または 毎月払 (いずれかを選択)

1年前前払いでお支払いいただくと、1ヶ月分の料金が割引になります。毎年度4月請求時のみ適用となりますので、ご希望の方は4月13日までにお電話にてご連絡をお願いします。

◎ケーブルテレビに関するお問い合わせは

木曾広域情報センター 電話 21-2212 (\*\* 21-2212) まで

## 介護保険料は年に2回通知します

介護保険料は4月から翌年3月までの年度単位で計算し、その年度の住民税の課税状況や前年の所得等で決まります。前年の所得が確定した後(6月以降)に保険料の計算を行うと、一月あたりの負担が大きくなってしまいうため、保険料は仮算定と本算定の2回に分けて通知します。

### ★仮算定

前年度の介護保険料をもとに暫定的な保険料を決定します。

特別徴収は4月、6月、8月の納期分を4月に通知します。

普通徴収は4月、5月、6月、7月の納期分を4月に通知します。

### ★本算定

前年の所得確定後、決定した年間保険料額から仮算定の保険料額を差し引いた金額を残りの納期に割り振ります。

特別徴収は10月、12月、2月の納期分を9月に通知します。

普通徴収は8月から翌年3月までの納期分を7月に通知します。

### ★納付方法

特別徴収の対象の方は年金からの天引きとなりますので手続きは必要ありません。

普通徴収の対象の方は納付書で納めていただくか口座振替の手続きをお願いします。

◎介護保険料に関するお問い合わせは

木曾広域連合健康福祉課介護保険係 電話 23-1050 (\*\* 23-1050) まで